

○登別市立図書館処務規程

昭和47年7月10日

教委規程第1号

改正 昭和52年10月22日教委規程第1号

昭和54年3月19日教委規程第1号

昭和54年6月19日教委規程第3号

昭和54年8月13日教委規程第7号

昭和55年4月15日教委規程第1号

昭和56年7月10日教委規程第3号

昭和63年2月29日教委規程第2号

平成元年3月31日教委規程第1号

平成5年7月31日教委規程第2号

平成17年4月1日教委規程第1号

平成24年5月9日教委規程第1号

平成26年2月26日教委規程第1号

注 平成17年4月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規程は、登別市立図書館(以下「図書館」という。)の処務について、必要な事項を定めるものとする。

(平17教委規程1・全改)

(事務分掌)

第2条 図書館において取扱う事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守及び文書に関すること。
- (2) 図書館外の保清、火気の取締り、盗難の予防及び風紀の保持に関すること。
- (3) 予算及び決算並びに経理に関すること。
- (4) 利用者、見学者等外来者の応接及び案内に関すること。
- (5) 図書館活動の企画、調査及び統計に関すること。
- (6) 読書会、講習会、研究会等の開催及びその奨励に関すること。
- (7) 物品の出納保管に関すること。
- (8) 図書館協議会に関すること。
- (9) 資料の保管、利用、収集、分類及び整本に関すること。

- (10) 刊行物の受入及び利用に関すること。
- (11) 読書相談に関すること。
- (12) 郷土資料(図書資料)の収集、保管及び利用に関すること。
- (13) 分館及び移動図書館に関すること。
- (14) 視聴覚室に関すること。
- (15) その他図書館活動に関すること。

(平17教委規程1・平26教委規程1・一部改正)

(職務)

第3条 図書館長の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
  - (2) 事務分担やチーム編成に当たっては、館長が中心となり、上司と協議する。
  - (3) 前号の規定により編成されたチームについては、人事担当の主幹職に報告するものとし、チームの編成替えを行ったときも同様とする。
- 2 主査は、上司の命を受け、館長を補佐し、チームの所掌事務を掌理して、事務に従事する。
- 3 担当員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(平17教委規程1・追加、平26教委規程1・旧第3条の2繰上)

(館長専決事項)

第4条 重要又は異例に属するもののほか、登別市教育委員会事務局処務規程(昭和42年教委規程第1号)別表第2の各グループ等の項に掲げるもの及び次に掲げる事項については、館長がこれを専決することができる。

- (1) 公印の保管、持出及び使用承認
- (2) 文書及び物品の收受及び発送
- (3) 物品の使用管理
- (4) 図書館内外の保清、火気の取締り、盗難の予防及び風紀の保持

(平17教委規程1・一部改正)

(報告)

第5条 館長は、図書館、分館、配本所及び移動図書館について、次に掲げる事項を毎翌月の10日までに教育長に報告しなければならない。

- (1) 利用統計
  - ア 開館日数及び巡回日数

イ 利用者資格別貸出冊数

ウ 資料種別貸出冊数

エ 利用者数

オ 館内閲覧冊数

カ 返却冊数

キ 予約冊数

ク 登録者数

(2) 蔵書冊数

ア 蔵書冊数及び前月との増減数

イ 分類別蔵書冊数

(平24教委規程1・全改、平26教委規程1・一部改正)

(公印)

第6条 図書館及び館長の公印を別表のとおり定める。

(準用規定)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については登別市教育委員会事務局処務規程(昭和42年規程第1号)を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年教委規程第1号)抄

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年教委規程第1号)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年教委規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和54年6月1日から適用する。

附 則(昭和54年教委規程第7号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和54年7月10日から適用する。

附 則(昭和55年教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年教委規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年教委規程第2号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和63年1月1日から適用する。

附 則(平成元年教委規程第1号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年教委規程第2号)

この規程は、平成5年8月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規程第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年教委規程第1号)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

別表(第6条関係)

